

○財務省告示第四百四十号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第五条第十一项及び政府資金調達
 事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五
 条第十一项の規定に基づき、平成二十七年三月二
 十日に発行した割引短期国債及び政府短期証券の
 発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十七年四月九日
 財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 国庫短期証券（第五百十九回）
 二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十
 九年法律第二十三号）第四十六
 九条第一項並びに財政法（昭和二
 十二年法律第三十四号）第七
 十条第一項並びに財政法（昭和二
 十二年法律第三十四号）第七
 十条第二項及びその
 の
 条
 項

三 振替法の適用 社債、株式等の振替に関する法
 律（平成十三年法律第七十五号）
 以下「振替法」という。）の規定
 の適用を受けるものとし、その
 振替機関は日本銀行とする。
 価格を競争に付して行われる入
 札（以下「価格競争入札」とい
 う。）による発行（以下「価格競
 争入札発行」という。）及び価格
 競争入札と同時に行為られる入札

四 発行方法

五

募方

入札発競争
価格競争
法の決定

であつて、財務大臣が各国債市
場特別参加者ごとに応募限度額
を定める市場特別参加者（以下
「国債市場特別参加者」という。）
価格競争入札発行」という。）

ロ

国債市場
特別参加者
・第I
者
非
争
行
入札
競争

各国債市場特別参加者ごとの応
当てる。その応募額を順次割り
も申込みのうち応募額の高い
各申込からその応募額を割り
込み限度額の範囲内において各申

六

イ

発

入札発競争
価格競争
行額

額面金額で二兆三千九十二億円
うち特別会計に関する法律第
四十六條第一項の規定に基づき
発行した割引短期国債について
は、額面金額で一兆七千九十三
億円、財政法第七條第一項、財
政融資資金法第九條第一項並び
に特別会計に関する法律第八十
三條第一項、第九十四條第二項、
同條第四項、第九十五條第一項、
第三百三十六條第一項及び第百三
十七條第一項の規定に基づき発
行した政府短期証券について
は、額面金額で五千九百九十九
億円

十二	ロ					イ	十一	十	九	八	ロ					イ	七			
償還期限	行争入札発	争入札発	非争入札発	者第I加	特別参加市場	国債市場	入札発行競争	価格競争	価格競争	振替単位	振替単位	振替単位	振替単位	振替単位	振替単位	振替単位	振替単位			
平成二十八年三月二十二日					額	それぞれの応募価格	額面金額	額面金額	す。整数倍の金額によるものと	の記載又は記録は、最低額と	振替法の規定による振替口座簿	の記載又は記録は、最低額と	の記載又は記録は、最低額と	の記載又は記録は、最低額と	の記載又は記録は、最低額と	の記載又は記録は、最低額と	の記載又は記録は、最低額と			
					面金額百円につき百円二厘					千万円					千九百七億三千八百一十四千円	二兆三千九十二億四千二百五十	面金額で千九百七億円	た割引短期国債については、額	条第一項の規定に基づき発行し	特別会計に関する法律第四十六

十 十 十 十
六 五 四 三

払 者 入 場 元 償
込 者 札 所 金 還
期 参 加 支 金
日 加 払 額

平 財 日 額 償 当 た
成 務 本 面 還 当 た
二 大 銀 金 金 る し
十 臣 行 額 支 支 と
七 か 通 百 払 は き
年 通 知 を 円 に 払 は
三 知 を 受 づ け け
月 け け け け け
二 け け け け け
十 け け け け け
日 者 者 者 者 者
償 還 期 が 銀 行 休 業 日 に
た だ し 、 償 還 期 が 銀 行 休 業 日 に
当 た る と き は 、 そ の 翌 営 業 日 に
償 還 金 を 支 払 う 。